

戸籍謄本を取得していただく際のお願い

相続人さまへ

被相続人さま（亡くなられた方）および各相続人さまの戸籍謄本を漏れなくご用意していただくため、市・区役所・町役場等に行かれる場合は、本書をご持参のうえ、市民課等のご担当者に『金融機関で相続手続きに必要なため、被相続人さまの生まれてから亡くなるまでの連続した戸籍謄本を発行してください。』とお伝えください。

【市・区役所・町役場の担当者の方へ】

預金の相続を行うにあたり、次の書類を銀行に提出していただくよう相続人さまにお願いしています。

◆被相続人

- ・ 出生から死亡までの連続した戸籍（原戸籍・除籍）謄本が必要です。

◆相続人

- ・ 相続人であることが確認できる戸籍謄本または戸籍の全部事項明証明書が必要です。

※相続人が被相続人の兄弟姉妹となる場合は、被相続人の両親についても出生から死亡までの連続した戸籍（原戸籍・除籍）謄本が必要となります。

※代襲相続（被相続人より先に死亡している相続人がいる）の場合は、先に死亡している方についても、出生から死亡までの連続した戸籍（原戸籍・除籍）謄本が必要となります。

◆委任状

- ・ 上記戸籍（原戸籍・除籍）謄本を請求する際に、相続人等からの委任状が必要な場合は、その旨を請求者さまにご説明ください。